



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪府西区本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2200円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2021

Shinnihon Insurance Web
www.shinnihon-ins.co.jp
購読者専用バックナンバー
閲覧パスワード
Shurihandoku
2021年6月7日 AMまで
※偶数月の第一月曜日正午ごとに変更

企業の労務管理改善を支援

全国社労士連合会と 提携の覚書を締結



金子会長(左)と大野会長

日本代協(金子智明会長)と全国社会保険労務士会連合会(大野実会長)は5月11日、社労士診断認定制度を活用した労働環境の整備と業務基盤の確立に向けた提携の覚書を締結した。全国社労士連合会が運営する社労士診断認定制度を、日本代協の会員代理店やその法人顧客に活用することで、企業の労務管理面の改善を支援することが主たる目的。全国社労士連合会が今回の趣旨で全国規模の業界団体との提携を図るのは日本代協が初めて。

社労士診断認定制度を活用 会員代理店の2割は改善宣言を

社労士診断認定制度は、主に中小企業を対象に労働社会保険諸法令の遵守状況や職場環境改善の取り組み、企業経営の健全化の取り組みについて社労士が毎年、確認・診断するもので、昨年4月から制度実施した。認定企業は全国社労士連合会が運営するウェブサイトに掲載するなど、認定企業の認知度向上のための支援も図る。 認定までの流れは、職場環境改善の宣言、経営労務診断の実施、経営労務診断の適合の3ステップを経る。まず、「職場環境改善宣言企業確認シート」の項目を確認し、職場環境の改善に取り組むことを宣言すること、職場環境改善宣言企業として認定される。この確認シートは、就業規則や労働時間管理、賃金といった労務コンプライアンス面と雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保や女性活躍推進、高齢者雇用といった働き方の多様化対応面から計20項目で構成されており、セルフチェックで実施することもできる。 職場環境改善宣言を行った後、社労士に経営労務診断を依頼のうえ労働環境改善に取り組むことで「経営労務診断実施企業」としての認定を得る。その後取り組みを進め、すべての経営労務診断基準に適合することで、最後のステップである「経営労務診断適合企業」の

対象企業を会員代理店の法人顧客にも広げていく考えだ。

5月11日には東京・中央区の社会保険労務士会館で両団体の会長が覚書を締結。診断認定制度について大野会長は「社労士は労務管理の国家資格を有する唯一の専門家としての活動をしている。こうした中、全国社労士連合会では、昨年4月から社労士診断認定制度をスタートさせ、中小企業の非財務指標である働き方改革や労務管理といった視点から企業経営の健全化の支援に努めている」と説明。今回の日本代協との提携の意義につ

いては「中小企業の労務管理のあり方をきちんと整備するための契機になると思っている」と期待を示した。 続いて日本代協の金子会長は「保険代理店が組織化を図る上で一番苦労しているのが労務管理の整備だ」とした上で、代理店が診断認定制度を活用する利点として、自社の取り組みの見える化、企業としての信頼性のさらなる向上、後継者問題対応・求職者への強いアピール力の3点を強調。 「今回の締結を機に互いの関係性を深め、両団体がさらに社会から認識され存在感が増すように努めていきたい」と述べた。 会員代理店の今後の取り組みの普及については、金子会長は「少なくとも会員代理店の2割程度は、(最初のステップである)職場環境改善を宣言してもらいたい」との思いを示した。

職場環境改善宣言を行

お知らせ
次週5月31日は第
五月曜日となります
ので、本紙の発行は
ありません。